リハビリテーション総合実施計画書

計画評価実施日: 年 月 日

患者氏	名:		男·女	生年月	目(西暦)	ı	年	月	月	(歳)	利き手	右・右(矯正)・左
主治医		リハ担当医		PT		ОТ		ST		看護		SW等
診断名、	障害名(発症	臣日、手術日、診	断日):	合併症	(コントロー	 ル状態)	:			リハビリテ・	ーション歴:	
日常生	22 認知	症であ	る老人の	日常生活	活自立原	E 判定基準	Ĕ: I, ∏a,	Ⅱb, Ⅲa, Ⅲb, Ⅳ, ¥, M				

	評価項目・	内容	(コロン(:)	の後ろに	二具体的内容を記入)	短期目標 (ヶ月後)	具体的アプローチ
心身機能・構造		≨: ≨(構音、 艮:	、失語)	邓介助[□全介助):		
	基本 起き上がり(車 座位(立ち上がり(立位(□自立 □自立 □自立 □自立	ī □─ē ī □─ë ī □─ë ī □─ë	部介助 [部介助 [部介助 [部介助 [□全介助): □全介助):		
	ADL (B. I.)	自立	一部介助	全介助	使用用具(杖、装具)、介助内容	短期目標	具体的アプローチ
	食事	10	5	0			
	14.X	15 10 ←監視下		l			
	移乗	15	10 ←	-監視下			
	移来 座れるが移れな		10 ← 5	-監視下 0			
	座れるが移れな	<i>V</i> →	5	0			
活動	座れるが移れな整容	V → 5	5	0			
活動	座れるが移れな 整容 トイレ動作	V → 5 10	5 0 5 0	0 0	歩行:		
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴	V → 5 10 5 15	5 0 5 0	0 0 0	步行: 車椅子:		
	座れるが移れな整容トルル動作入浴 平地歩行	V → 5 10 5 15	5 0 5 0	0 0 0 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣	い→ 5 10 5 15	5 0 5 0 10←歩	0 0 0 0 7 7 8 9			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣 排便管理	い→ 5 10 5 15 能 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5	0 0 0 0 7括等 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣 排便管理 排尿管理	い→ 5 10 5 15 能 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5 5	0 0 0 0 77器等 0 0 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣 排便管理	い→ 5 10 5 15 能 10 10 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5 5	0 0 0 0 7行器等 0 0 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可	い→ 5 10 5 15	5 0 5 0 10←歩	0 0 0 0 7 7 8 9			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段	い→ 5 10 5 15 能 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5	0 0 0 0 7括等 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣 排便管理	い→ 5 10 5 15 能 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5 5	0 0 0 0 7行器等 0 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣 排便管理 排尿管理	い→ 5 10 5 15 能 10 10 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5 5	0 0 0 0 77器等 0 0 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣 排便管理 排尿管理	い→ 5 10 5 15 能 10 10 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5 5	0 0 0 0 77器等 0 0 0			
	座れるが移れな 整容 トイレ動作 入浴 平地歩行 車椅子操作が可 階段 更衣 排便管理 排尿管理	い→ 5 10 5 15 能 10 10 10	5 0 5 0 10←歩 → 5 5 5	0 0 0 0 77器等 0 0 0			

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱について (平成 20 年 3 月 5 日保医発第 305003 号)

別添1

特掲診療料の施設基準等

第14 在宅療養支援歯科診療所

- 1 在宅療養支援歯科診療所の施設基準
 - (6) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を 担当する者と連携していること。
- 第 61 の 2 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)
 - 1 上顎骨形成術 (骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術 (骨移動を伴う場合に 限る。) に関する施設基準

第76の2 腹腔鏡下小切開副腎摘出術

- 1 腹腔鏡下小切開副腎摘出術に関する施設基準
 - (2) 腹腔鏡下腎摘出術、<u>腹腔鏡下小切開腎摘出術、</u>腹腔鏡下副腎摘出術、<u>腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、又は腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術で、病者として、合わせて 20 例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置されていること。</u>